

【重要】

厚生労働省年金局事業管理課長より、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、①学生証の発行が遅延した場合の国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い、②国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について周知依頼がございましたので、関係各位におかれては、学生等に対し周知を行っていただきますようお願いいたします。

事務連絡

令和2年4月27日

各国公立大学担当課
各私立短期大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行が遅延した場合の
国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い等について（周知）

厚生労働省年金局事業管理課長より、別紙①（年管管発 0422 第 6 号）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生証の発行が遅延した場合の国民年金保険料の学生納付特例申請の受付に当たっては、申請者に不利益が生じないように、学生納付特例申請を受け付ける市町村（特別区を含む。）及び日本年金機構において特例の措置を講じることとし、このことについて周知依頼がございました。

さらに、別紙②（年管管発 0423 号第 6 号）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、学生納付特例等の申請及び適用を行うことができる措置を講じることについても、併せて周知依頼がございました。

各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校におかれましては、学生等への今回の国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い等に係る周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、①学生証の発行が遅延した場合の国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い、②国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等についての問合せは、厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係にお願いいたします。

【国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い及び国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について】

厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係

TEL 03-5253-1111 (内線3666)

【本通知について】

<大学等について>

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

TEL 03-5253-4111 (内線2522)

<専修学校・各種学校について>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校第一係

TEL 03-5253-4111 (内線2915)

年管管発 0422 第 6 号

令和 2 年 4 月 22 日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行の遅延した場合の
国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱いについて（周知依頼）

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の教育機関において入学式の延期等の措置が講じられていることに伴い、学生証の発行の遅延が生じる場合もあるものと承知しています。

このため、国民年金保険料の学生納付特例申請（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。）第 90 条の 3 の規定による申請をいう。以下同じ。）の受付に当たっては、申請者である学生等に不利益が生じないよう、学生納付特例申請を受け付ける市町村（特別区を含む。）及び日本年金機構において下記の特例の措置を講じることとしました。

つきましては、下記の内容をご了知の上、遺漏なきよう、学生納付特例事務法人に対し周知いただくとともに、学生納付特例事務法人でない大学等教育施設に対しては下記の手続を市町村及び日本年金機構において受け付けていることを周知いただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等については別途通知することを申し添えます。

記

1 学生納付特例申請書の取扱い

(1) 申請書の受付

国民年金保険料学生納付特例申請書（以下「申請書」という。）については、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。）第 77 条の 4 に規定する「学生等であること又は学生等であったことを明らかにすることができる書類」（以下「学生証等」という。）が発行遅延により添付できない場

合でも、受付すること。この場合、受付日は申請書の提出日となることに留意されたい。また、提出の際は、申請書の備考欄に「学生証発行遅延のため後日送付」と記載すること。

(2) 学生証等の取扱いについて

申請書を上記(1)の通り受付をした場合は学生証等を取得次第、速やかに当該学生証等の写しを提出する必要がある旨周知・案内等すること。

(3) 郵送受付の取扱い

申請書は郵送による市町村への提出も可能であるため、積極的に郵送による手続を利用するように周知・説明等すること。

以上

年管管発 0423 第 6 号
令和 2 年 4 月 23 日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係
る臨時特例手続等について

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

国民年金は、原則として 20 歳以上で日本国内に住所を有する者を被保険者として適用しているが、20 歳以上の大学生や専修学校生等（以下「大学生等」という。）については、将来、年金を受け取ることだけでなく、在学中のスポーツによるけが、病気や事故で障害が残ってしまった場合でも障害基礎年金が受けられるよう、本人からの申請に基づき、大学生等である期間の国民年金保険料の納付が猶予され、その後 10 年以内にその猶予された期間の保険料を納付することができる学生納付特例制度が設けられている。また、この学生納付特例の申請を被保険者である大学生等からの委託を受けて大学・専修学校等（以下「大学等」という。）が代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられているところであり、その周知については、従来より、貴省にも御協力いただいているところである。

現行の制度は、税法上の前年所得等に基づき学生納付特例の適用を行っているところであるが、当該前年所得等にかかわらず、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 90 条の 3 第 1 項第 3 号においては「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき」には、学生納付特例を適用することが可能となっている。

また、当該「厚生労働省令で定める事由」として、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。以下「規則」という。）第 77 条の 7 が定められているが、同条第 4 号では、「前三号に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき」とされ、「失業」（同条第 2 号）等に準ずるものとして、「事業の休廃止」の場合も学生納付特例を適用しているところ。

他方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失すること等に伴う所得急減により、失業等に準じる場合も多くあることが想定される。

このため、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点に加え、経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）も踏まえ、臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、学生納付特例の申請及び適用を行うことができる措置を講ずることとした。

ついては、下記の内容をご了知の上、遺漏なきよう、学生納付特例事務法人に対し周知いただくとともに、学生納付特例事務法人でない大学等教育施設に対しては下記の手続を市町村（特別区を含む。）において受け付けていることを周知いただくようお願い申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置の内容

2の方法による申請をした者が、(1)に該当する者であるときは、(2)の対象期間について、臨時特例の措置として、規則第77条の7第4号に該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 対象者

以下の①及び②のいずれも満たす者であること。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより収入が減少したこと。

② 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること

①により、令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中に見込まれる所得（以下「簡易な所得見込額」という。）(※1)が、学生納付特例の基準適用相当(※2)になることが見込まれること。

(※1) 簡易な所得見込額は、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月における所得額を12か月分に換算する簡易な方法によって差し支えない。

また、当該簡易な所得見込額の対象となる所得は、この臨時特例措置の趣旨に鑑み、事業所得・給与所得・不動産所得・公的年金等所得といった定期的かつ主要な所得のみとし、譲渡所得、退職所得、一時所得等の一時的な所得やその他の各種の所得は、考慮しない取扱いとする。

(※2) 学生納付特例の判定に用いる扶養親族数等は、前年の課税情報における扶養親族数等を用いて判定する取扱いとする。

(2) 臨時特例措置の対象となる期間等

今回の臨時特例措置は、令和2年2月以降の保険料を対象とすること。また、本臨時特例措置の手続による学生納付特例は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とすること。なお、学生納付特例の適用サイクルは、4月から翌年3月までとなっている。このため、令和2年2月分又は3月分の保険料の学生納付特例についても、本臨時特例措置による申請をしようとする場合には、令和元年度分（令和2年2月及び3月分に限る。）と令和2年度分（令和2年4月以降分）について、それぞれ申請書の提出が必要になることに留意すること。

2 申請書・確認方法等

(1) 申請書

「国民年金保険料学生納付特例申請書」の様式（以下「申請書」という。）により申請を行うこと。

その際、申請書の「前年所得」（様式中の⑩の欄）の記載内容の区分に応じて、それぞれ以下のとおりの取扱いとなることに留意すること。

イ 1（所得なし）の欄に「○」が付されている場合

通常の手続によって学生納付特例の適用が可能であることから、本臨時特例措置による申請を行うことを要しないことに留意すること。このため、所得申立書によらず、通常と同様の申請手続で足りること。

ロ 2（所得あり（118万円以下））の欄に「○」が付されている場合

通常の手続によっても、学生納付特例の適用の対象となりうるが、通常の手続

の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。

このため、通常の申請手続による判定でなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行っても差し支えない。

本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、別添の「所得の申立書（臨時特例用）（学特）」（以下「所得申立書（学特）」という。）の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

ハ 3（所得あり（118万円超））に「○」が付されている場合

通常の申請手続の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。このため、通常の申請手続による判定ではなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行うことができるものとする。本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、「所得申立書（学特）」の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

（2）添付書類

申請書に、通常の手続と同様、学生証のコピーを添えて提出することが必要であることに留意すること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により学生証が添付できない場合には、「新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行の遅延による国民年金保険料の学生納付特例申請の受付に係る留意点について」（年管管発 0422 第6号。厚生労働省年金局事業管理課長通知。）のとおり取り扱うことに留意すること。

本臨時特例措置による手続を希望する場合（上記（1）②ロ及びハの場合）は、別添の「所得申立書（学特）」を添えて提出すること。

ただし、事後に、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（※）を確認させていただく場合があるので、2年間はその保管をお願いする旨を、当該所得申立書の様式中に明示することとしている。このため、申請者に対しては、適宜、その旨周知・説明等を願いたいこと。

（※）簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類とは、所得申立書の記載の内容を確認できるものであり、例えば、以下のような書類をいう。

例：令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等が分かるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書 など

3 その他の運用上の留意点等

（1）学生納付特例の影響等の周知・説明等

今回の臨時特例措置に係る学生納付特例の申請の受理等に当たっては、例えば、以下のような学生納付特例に該当した場合の効果や影響などの留意すべき点について適切に周知・説明等すること。

① 学生納付特例期間については、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなること。

② 学生納付特例の適用後にあっても、10年以内であれば追納が可能であること。

（2）前納分や口座振替等の対応

保険料の前納を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、学生納付特例の承認があった場合には、承認後に、日本年金機構から、前納分の還付（免除等の申請日以降の前納分）に

係る通知が届くので、適切に対応いただくよう、周知・説明等すること。その際、還付の取扱いとしなかった場合には、当該納付期間分は、将来の年金額に反映できること等についても適切に周知・説明等すること。

また、保険料の口座振替を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、学生納付特例の承認があった場合には、承認後に、口座振替が停止されることとなるので、その旨を周知・説明等すること。

(3) 郵送による手続の積極的な活用

本臨時特例手続の趣旨を踏まえ、感染拡大防止等の観点から、郵送による手続の積極的活用をお願いすること。

4 実施期間

令和2年5月1日から受付開始とする。なお、1の(2)のとおり、本臨時特例措置の手続による学生納付特例は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とする。

以上

簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)
 (新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「⑫特例認定区分」の「3. その他」に「臨時特例」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
 市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 平成31年度分(令和2年2月分以降) ※平成31年度分は令和2年3月分までとなります。
 ※平成31年4月～令和2年1月分は対象外です。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した理由に☑を記入してください。
 「その他」の場合は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した理由もご記入ください。

勤務日数・勤務時間の減少等
 その他 ()

※勤務日数の減少、営業自粛、営業時間の短縮、業務委託契約の解除など

③ ②の理由により、収入が減少した者の氏名をご記入ください。
 ※被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。

被保険者(申請者)氏名
 フリガナ

④ ②の理由により収入が減少した後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。
 (裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

円

⑤ 備考欄

【記入上の注意事項】

○ ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)

【添付書類】

○ ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

日本年金機構理事長あて
 令和 年 月 日 提出

住所 _____

被保険者氏名 _____ 印※
 ※被保険者が自署した場合は、押印不要です。

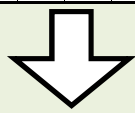
受 付 印	
市区町村	年金事務所

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください（記入は必須ではありません）

被保険者（申請者）													
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）													
令和2年 ____ 月													
												円	



B 収入見込額（A × 12か月）													
												円	



控除等（※2）

事業収入、不動産収入を有する者

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）													
												円	

給与収入を有する者

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）													
												円	



E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載													
												円	

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
 - ※2 控除等の見込額は、以下の算出方法を参考に算出してご記入ください。（注）
 - ・ Bの収入のうち、**事業収入及び不動産収入に係る必要経費**は、例えば、Aの収入見込額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
 - ・ Bの収入のうち、**給与収入に係る給与所得控除**の見込額をご記入ください。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。
- （注） 給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、Eの額の計算に含める必要はありません。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）
--------	--

（例） 被保険者（申請者） 給与収入の見込額 50万円
 給与所得額の計算 → 50万円 - 65万円 = 0円 } この場合、E欄は「0」で計算

（参考） 学生納付特例の所得基準（めやす）（※3）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	156万円	118万円

※3 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^{（注）}のもの）により判定します。また、一部免除については、その者の税法上の前年^{（注）}の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）も考慮して判定します。
 （注） 表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「⑫特例認定区分」の「3. その他」に「臨時特例」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 **令和2年度分(令和2年4月分以降)** ※ 令和2年度分は令和3年3月分までとなります。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した理由に☑を記入してください。
「その他」の場合は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した理由もご記入ください。

勤務日数・勤務時間の減少等
 その他 ()

※勤務日数の減少、営業自粛、営業時間の短縮、業務委託契約の解除など

③ ②の理由により、収入が減少した者の氏名をご記入ください。
※被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。

被保険者(申請者)氏名
フリガナ

④ ②の理由により収入が減少した後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。
(裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

円

⑤ 備考欄

【記入上の注意事項】

○ ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)

【添付書類】

○ ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出 日本年金機構理事長あて

住所 _____

被保険者氏名 _____ 印※

※被保険者が自署した場合は、押印不要です。

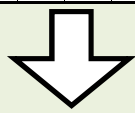
受 付 印	
市区町村	年金事務所

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください（記入は必須ではありません）

被保険者（申請者）												
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）												
令和2年 ____ 月												
												円



B 収入見込額（A × 12か月）												
												円



控除等（※2）

事業収入、不動産収入を有する者

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）												
												円

給与収入を有する者

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）												
												円



E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載												
												円

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
 - ※2 控除等の見込額は、以下の算出方法を参考に算出してご記入ください。（注）
 - ・ Bの収入のうち、**事業収入及び不動産収入に係る必要経費**は、例えば、Aの収入見込額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
 - ・ Bの収入のうち、**給与収入に係る給与所得控除**の見込額をご記入ください。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。
- （注） 給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、Eの額の計算に含める必要はありません。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）
--------	--

（例）被保険者（申請者） 給与収入の見込額 50万円
 給与所得額の計算 → 50万円 - 65万円 = 0円 } この場合、E欄は「0」で計算

（参考） 学生納付特例の所得基準（めやす）（※3）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	156万円	118万円

※3 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^{（注）}のもの）により判定します。また、一部免除については、その者の税法上の前年^{（注）}の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）も考慮して判定します。
 （注）表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

国民年金保険料の納付が猶予される

学生納付特例制度の ポイント

令和2年度版

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

ポイント2 手続きはどうするの？

ポイント3 手続きをしないとどうなるの？

ポイント4 承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？



日本年金機構

Japan Pension Service

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

●前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・ 病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

＜前年所得のめやす＞ $118\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$ で計算した額以下

ポイント2 手続きはどうするの？

●申請の流れ

1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

*注意事項

令和2年4月分から翌年3月分までの期間の申請は、令和2年4月から2年後の5月末までになります。申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

ポイント3

手続きをしないとどうなるの？

●万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎
年金

令和2年度
(年額) 977,125円(1級)
781,700円(2級)

※障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。
※国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

ポイント4

承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

●将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます ただし、年金額には反映されません

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

学生納付特例制度を利用しない場合は？

● 保険料は、まとめて納める「前納」がお得です

前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。また、口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

* 令和2年度保険料額

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
月々支払の場合の納付方法		16,540円	99,240円	198,480円	397,800円 ^(注)
前納	現金・クレジットカード支払 (割引額)	/	98,430円 (810円)	194,960円 (3,520円)	383,210円 (14,590円)
	口座振替 (割引額)		16,490円 (50円)	98,110円 (1,130円)	194,320円 (4,160円)

(注) 令和2年度保険料16,540円の12カ月分と令和3年度保険料16,610円の12カ月分の合計です。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！
 - ・ 国民年金を納めた後に、納付の月数が増えたことを確認してみませんか？
 - ・ 会社に就職後、厚生年金の加入を確認してみませんか？
- 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから



年金手帳があれば登録はカンタン！
詳しくはWEBで!!

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。

また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

<対象となる方>

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

(なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安> ……118万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 } で計算した額以下である場合

【申請時の注意点】

● 申請できる期間

・ 過去期間は申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで、将来期間は年度末まで申請できます。

・ ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12カ月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。（1年度 = 4月～翌年3月）

例：令和2年5月に、平成30年4月から令和3年3月までの期間を申請する場合、

①平成30年度分（平成30年4月～平成31年3月）

②令和元年度分（平成31年4月～令和2年3月）

③令和2年度分（令和2年4月～令和3年3月）の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成30年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

・ 在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）

・ 失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類

・ マイナンバー（個人番号）により申請を行う際は、添付書類が必要になります。

必要な添付書類は、本人控の裏面にある「※マイナンバー（個人番号）により申請を行う際の添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

● この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。

● 学生納付特例事務法人（在学している教育施設に設置されている場合）へ申請を委託することもできます。

● 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。

※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ「本人控」をご返送いたします。

【申請書提出後の注意点】

● 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

● 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 以下のとおり学生納付特例を申請します。
 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。

〒123- 4567

(※1) 住所: 〇〇市〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名: 国年 太郎

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1)

- 提出年月日を記入してください。
- 住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めでご記入してください。

A・基本情報	① 個人番号(または基礎年金番号)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	1 0 0 5 2 0
	③ 氏名	(フリガナ) <u>コクネン タロウ</u>	④ 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00 - 0000 - 0000

「⑤申請期間」欄(※2)

○年度を超えない範囲で記入してください。

(例:令和2年4月から令和3年3月まで)

年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、年度ごとに申請書を提出してください。
 なお、過去期間については、2年1カ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成30年度分	平成30年4月~平成31年3月	平成29年中の所得
令和元年度分	平成31年4月~令和2年3月	平成30年中の所得
令和2年度分	令和2年4月~令和3年3月	令和元年中の所得

B・申請内容	⑤(※2) 申請期間(学生納付特例を受けようとする期間)	平成 <u>令和</u> 2 年 4 月から 平成 <u>令和</u> 3 年 3 月まで
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) <u>平成</u> 〇〇 年 〇〇 月から (卒業予定年月) <u>令和</u> 〇〇 年 〇〇 月まで
	⑦ 学校の名称	<u>〇〇 大学</u>
	⑧ 学校の所在地	<u>東京 都 道 杉並区 〇〇町</u>
	⑨ 学生の区分	① 学生(学位あり) 4. 研究生 ② 通信制・通信課程 5. その他 ③ 科目履修生 () ※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
	⑩ 学生証の有効期限	平成 〇〇 年 〇〇 月末まで有効 ① <u>令和</u> ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
	⑪(※3) 前年所得	① なし ② あり(118万円以下) ③ あり(118万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり()人・なし】
⑫(※4) 特例認定区分(要付添)	1. 失業 <u>平成</u> 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()	
⑬ 備考		

「⑥在学予定期間」欄

○入学年月から卒業予定年月を記入してください。

「⑦学校の名称」欄

○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄

○都道府県名・郡市区名・町村名まで記入してください。

「⑨学生の区分」欄

○該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入のうえ、()内に具体的に記入してください。

「⑩学生証の有効期限」欄

○学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

「⑪前年所得」欄(※3)

○必ず記入してください。

○<所得=(収入-必要経費)>です。

○「3. あり(118万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族【あり()人・なし】についても○を記入し、「あり」の場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。

※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。

「⑫特例認定区分」欄(※4)

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑬備考」欄

○申告された住所地(申告年の1月1日時点等)が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。

○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。

※ 3枚目(本人控)の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。

(注 意 事 項)

1. 記入について

- (1)黒ボールペン等で記入してください。
- (2)「⑩前年所得」欄は、申請する年度に対応する状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
なお、前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。
- (3)特例認定について
 - ①失業したこと等により申請を行うときは、「⑫特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日および雇用保険加入の有無を記入してください。
※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。
 - ②災害（震災、風水害、火災その他これらに類する災害）を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所にご相談ください。
※ 災害による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。
- (4)「⑬備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ①申請を希望する年度中の一部の期間（失業後の期間等）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ 一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
 - ②生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。
 - ③申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その**1月1日時点の住所を記入**してください。

2. 添付書類について

- (1)基礎年金番号を記入して申請を行う場合は、**年金手帳（氏名の記載ページ）の写し**もしくは基礎年金番号通知書の写しを添付してください。
- (2)この申請書には、在学期間がわかる**学生証のコピー**（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）**または在学証明書（原本）**を添付してください（学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、このコピーの添付は不要です）。ただし、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）にあっては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は必要ありません）を添付してください。
なお、**過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付**してください。
- (3)**失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付**してください。

- また、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方については、次の書類等のコピーを添付してください。
（※②から⑤までについては、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。）
- ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
 - ② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるものに限る。）
 - ④ 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるものに限る。）または廃止届証明書
 - ⑤ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類
- (4)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを添付してください（当該公的機関の証明書を市区町村役場の窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です）。

3. 学生納付特例事務法人等への申請の委託

学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、学生納付特例事務法人等にこの申請書を提出した時に申請したこととなります。

4. 学生納付特例の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば申出により保険料をあとから納めること（追納）ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ取扱いになります。追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月（古い月分）から納付することとなります。

5. 留意事項

- (1)海外留学（おおむね1年以上）している期間は、強制加入の対象ではないため学生納付特例の申請ができません。
- (2)**申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付**されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3)申請日以降に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し（還付）します。申請日以降に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。
なお、学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。
- (4)申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
- (5)学生納付特例の承認期間中に学生でなくなった場合は、必ず学生納付特例の不該当の届出を行ってください。
- (6)この制度の対象となる学生等ではないことが事後に判明したときは、改めて免除・納付猶予申請書の提出をお願いすることとなります。その場合、この申請を受理した日に国民年金保険料免除・納付猶予の申請があったものとみなします。
- (7)修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。

※ マイナンバー（個人番号）により申請を行う際の添付書類について

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、**マイナンバーカード（個人番号カード）**を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：「**通知カード**」、「**個人番号の表示がある住民票の写し**」

②身元（実存）確認書類：「**運転免許証**」、「**パスポート**」、「**学生証と健康保険被保険者証の2点**」など